

今や資本主義經濟の搾取機構は、より一層の巧妙を加へ、抵抗力の薄弱なる婦人及び幼年者に露骨なる犠牲を加重しつゝあるが、それは全然婦人及び幼年者の本性を破壊し、就中、その破壊力は労働する母性に對してより深刻である。こゝに於いて家庭と社會と國民との保健衛生の問題はその重要性を展開して來た。

逐年その著しい増加率を示しつゝある婦人労働者に對する保護立法は、不完全と云ふよりもむしろ未だ何等顧みられてゐない状態である。殊に我國産業中の重要な位置を占めて來た紡績染織纖維産業圈内に狩り出される約七十萬の婦人労働者は、發育の旺盛なる成熟期に於いて、強制的なる機械的労働に従事する結果として、著しくその正常なる心身の發育を障害されてゐる。同時期に於ける労働せざる一般婦人及び女生徒と比較して、生理的に又數量的に立證しうる證據は上ぐるにいとまない。又恐るべき現時の不況は、既婚婦人をして益々職業戦線に動員しつゝあるが、この現象は又將來の母性及びそれに伴ふ妊娠、分娩、育児に關する保護の分野を擴大するものである。一専門醫の發表によれば紡績に於ける婦人労働者の分娩障害は、労働せざる婦人に比して、紡績作業者は約十六倍、織機作業者は約六倍の高率を示してゐる。又死産は、一般社會の平均に比して約二倍の由々しい結果を示してゐる。

我々は、この資本主義經濟の恐るべき害悪をもつて、人類の進歩を破壊し阻止するものとして、全人類の名に依りて排撃し、その根絶の爲に戦ふものである。

こゝに我々は左の提案をなし、その實現の爲に決死的闘争を開始する。

(一) 法令の改正に對するもの。

イ、工業労働者最低年齢法の改正。

ロ、保護職工の年齢限界の改正。

ハ、保護工に對する労働時間の軽減。

ニ、婦人労働者の妊娠後半期に於ける労働時間の制限、最長六時間とする。

ホ、出産後の休業期間を八週間とする。

ヘ、出産後産婦の再就業に際しての地位の保證の爲め法規を設くる事。

ト、授乳手當金の支給。

(二) 婦人の生理的休養三日間を與へよ。

(三) 既婚婦人を使用する工場に於いては完全なる授乳場の設置。

(四) 無料托兒所、無料産院の設置。

(五) 母子扶助法の即時制定。

(六) 婦人工場監督官の任命。

實行方法

イ、各支部は各支部執行委員會を通じてその會社へ要求する事。

ロ、社會民衆婦人同盟と協力して法令の改正及び制定に努力する事。

ハ、日常闘争を通じて社會的輿論を捲き起す事。

ニ、總同盟全國大會に提出して男子労働者との共通の問題に結びつけて輿論の擴大につとめる事。

具體的方法是新任執行委員會に一任。